

## 九州産業大学 研究活動における行動規範

九州産業大学（以下「本学」という。）は、研究活動の発展のため、以下の行動規範を定めるものとする。

- 1 本学の研究者等は、公的研究費の使用にあたっては、研究資金等の配分した機関の規程及び本学の規程等を遵守しなければならない。
- 2 本学の研究者等は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用、研究費の不適切な使用を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理、保存を行い、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ措置を講じなければならない。
- 3 本学の研究者等は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動上知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 4 本学の研究者等は、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意し、研究活動に努めなければならない。
- 5 本学の研究者等は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。
- 6 本学の研究者等は、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 7 本学研究者等は、不正行為があった場合は、その是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは行われたことを知った時は、それを放置してはならない。